

令和7年3月19日

各学区区政協力委員長 様

名古屋市西区選挙管理委員会

委員長 横井 誠一郎

令和7・8年度明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員 及び同推進委員の推薦について（依頼）

日頃は、明るい選挙の推進について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度は明るい選挙の啓発組織であります標題の委員の改選期となっております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和7・8年度の各委員を、下記のとおりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、啓発活動に率先して参加していただける方の推薦をよろしくお願いいたします。

記

1 明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員

学区代表 1名

2 明るい選挙名古屋市西区推進委員

学区 男性2名・女性2名 計4名

3 推薦報告・報告期限

別紙、推薦報告書によりご報告をお願いします。

報告期限 : 令和7年4月17日（木）

4 推薦報告先

名古屋市西区選挙管理委員会事務室（西区役所 3階）

裏面に続きます

5 今後の会議予定

(1) 明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員会議

① 日 時：5月26日（月）午後2時00分～

② 場 所：西区役所3階第2会議室

③ 出席者：明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員

(2) 明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員・推進委員合同会議

① 日 時：5月26日（月）午後2時30分～

② 場 所：西区役所2階講堂

③ 出席者：明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員、明るい選挙名古屋市西区推進委員、西区選挙管理委員会

※ 出席者の方には、後日、正式にご案内いたします。

西区選挙管理委員会事務室

担当：吉安、梁川、加藤瑠

TEL：523－4516

令和6年度

明るい選挙名古屋市西区推進協議会委員名簿

◎会長

○副会長

令和6年12月26日現在

役 職	氏 名	役 職	氏 名
1 各種団体代表7人		榎 学 区 代 表	伊 藤 晴 雄
区政協力委員協議会議長	◎ 山 本 秀 雄	南 押 切 学 区 代 表	安 藤 博
名古屋市民生委員児童委員 連 盟 西 区 支 部 支 部 長	○ 工 藤 恵 子	栄 生 学 区 代 表	吉 田 芳 夫
保 健 環 境 委 員 会 会 長	星 野 益 毅	枇 杷 島 学 区 代 表	横 井 正 彦
地域女性団体連絡協議会 会 長	※ ○ 山 田 肥 名 子	児 玉 学 区 代 表	廣 瀬 康 隆
老人クラブ連合会会長	※ 伊 藤 英 雄	上名古屋学区代表	※ 寺 崎 敏 博
区小中学校長会長 (榎 小 学 校)	※ 堤 龍 博	庄 内 学 区 代 表	伊 佐 治 一 恵
小・中学校PTA協議会 会 長 (浄 心 中 学 校)	※ 青 木 総 平	稲 生 学 区 代 表	※ 片 山 芳 勝
2 区選挙管理委員会委員長1人		山 田 学 区 代 表	浅 野 嘉 夫
区選挙管理委員会委員長	※ 横 井 誠 一 郎	平 田 学 区 代 表	加 藤 篤 次
3 学区代表19人(1人各種団体代表と兼務)		比 良 学 区 代 表	河 路 隆 行
那 古 野 学 区 代 表	水 川 清 人	大 野 木 学 区 代 表	大 塚 春 行
幅 下 学 区 代 表	※ 堀 田 耕 作	浮 野 学 区 代 表	内 田 高 史
江 西 学 区 代 表	※ 伊 藤 政 夫	比 良 西 学 区 代 表	堀 場 光 二
城 西 学 区 代 表	小 林 勝 彦	中小田井学区代表	(山 本 秀 雄)

※…今年度新たに委嘱された方

令和6年度

明るい選挙名古屋市区推進委員名簿

令和6年5月23日現在

学 区	氏 名			
那 古 野	羽 田 野 芳 光	種 田 健 司	※丹 羽 陽 子	※石 原 富 美 子
幅 下	※谷 口 和 也	※平 野 敬 幸	※山 田 淑 子	※池 山 美 春
江 西	※鈴 木 博 志	山 本 光 男	※松 浦 幸 雄	青 山 須 美 子
城 西	伊 藤 秀 樹	森 齊	前 田 記 久 子	松 前 潮
榎	住 田 良 一	平 手 英 二	田 口 智 恵	大 橋 絹 代
南 押 切	桂 川 裕 示	(星 野 益 毅)	広 瀬 育 子	花 村 良 子
栄 生	※佐 藤 吉 美	藤 井 悟	富 平 由 美	金 田 和 子
枇 杷 島	小 出 隆 好	井 上 正 俊	(工 藤 恵 子)	能 勢 博 子
児 玉	牧 野 豊	※岩 田 淳	佐 藤 紀 よ	※池 田 雅 美
上 名 古 屋	大 崎 聖	服 部 勲	坂 井 田 淑 江	石 田 ふ さ ん
庄 内	宮 田 和 芳	鈴 木 康 生	渡 邊 ア リ サ	若 松 景 子
稲 生	伊 藤 孝 治	※柴 田 俊 雄	服 部 光 子	※東 内 原 リ ツ 子
山 田	岡 田 敏 明	杉 原 孝	七 里 富 子	(山 田 肥 名 子)
平 田	鈴 木 康 孝	※加 藤 晃 彦	繁 野 サ ツ 子	石 田 麻 由 美
比 良	上 手 清 美	栗 木 康 年	森 川 美 代	奥 村 信 子
大 野 木	西 畑 文 男	※川 崎 俊 裕	石 本 さ お り	前 田 一 実
浮 野	齊 藤 修 廣	坪 倉 哲 也	日 比 野 貞 子	野 田 聖 子
比 良 西	石 川 剛 久	木 原 毅	山 中 い く 子	濱 田 孝 子
中 小 田 井	楠 田 博 造	浜 本 克 巳	松 本 美 樹	落 合 美 和

※…今年度新たに委嘱された方

明るい選挙推進組織等について（概要）

名古屋市西区選挙管理委員会

1 明るい選挙推進組織

住民の政治意識の高揚と各種選挙が公平に行われることを期するために、明るい選挙推進組織として、当区に「明るい選挙名古屋市西区推進協議会」及び「明るい選挙名古屋市西区推進委員」が設置されている。

2 明るい選挙推進組織の事業・運営等 ―設置要項別添―

事 項	明るい選挙名古屋市西区推進協議会	明るい選挙名古屋市西区推進委員
(1) 構 成 (委員)	ア 各種団体代表 7 人 区政協力委員、民生委員、保健 環境委員、地域女性団体、老人 クラブ、小・中学校長、小・中 学校 PTA の代表 イ 区選挙管理委員会委員長 1 人 ウ 各学区代表(19 学区) 19 人 計 27 人 ※以上のうちから会長 1 人、副会長 2 人を選出。	明るい選挙の推進に熱意があり、啓発 事業について自主的、積極的に活動で きる者。 各学区男女各 2 人 (19 学区×4 人) 76 人
(2) 委 嘱	区選挙管理委員会	区推進協議会会長
(3) 任 期	2 年(令和 7 年度～令和 8 年度)	2 年(令和 7 年度～令和 8 年度)
(4) 事 業	区選挙管理委員会その他区内各種団 体と提携し、明るい選挙を推進するた め、講演会等の開催、話し合い活動の 計画、各種資料の作成・配付等必要な 事業を策定し、実施する。	区選挙管理委員会、区推進協議会の 指導のもとに明るい選挙推進のための 諸活動を行う。
(5) 会 議	区推進協議会会長が招集する。	区推進協議会会長が招集する。
(6) 庶 務	区選挙管理委員会事務室において処 理する。	区選挙管理委員会事務室において処 理する。

明るい選挙名古屋市西区推進協議会設置要項

第1 趣 旨

明るい選挙推進運動を強力に展開することによって、住民の政治意識の向上をはかるとともに、住民の自覚ある行動を助長し、もって、各種選挙が公正に行われることを期するため、本区に明るい選挙名古屋市西区推進協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。

第2 事 業

区協議会は、前項の趣旨を達成するため、名古屋市西区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）等と緊密に提携して、おおむね次の事業を行う。

- 1 「話しあい」活動の推進者をはじめとする明るい選挙推進運動指導者の育成
- 2 「話しあい」活動の計画
- 3 講演会、講座、座談会及び研修会等の開催
- 4 各種資料等の作成・配布
- 5 テレビ、ラジオ、新聞及び映画等を利用した啓発の推進
- 6 各種選挙時における啓発事業の推進
- 7 その他趣旨達成のため必要な事業

第3 組 織

区協議会は、次により区選挙管理委員会が委嘱した委員をもって組織する。

- 1 学識経験者並びに区政協力委員、民生委員、保健環境委員、青年団体、女性団体、老人クラブ、教育関係団体及びその他の団体からの代表7人
- 2 区選挙管理委員会委員長
- 3 各学区の代表19人

第4 会 長、副会長

区協議会に会長及び副会長2人を置く。

会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名によりそれぞれ選任する。

会長は、会務を総理し、区協議会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会長の職務を代理するときの副会長の順位は、あらかじめ会長が定める。

第5 参 与

区協議会に参与を置くことができる。

参与は、区協議会の協議する事項に参画する。

第6 任 期

委員の任期は2年とし、委嘱の日から翌翌年3月末日までとする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7 会 議

区協議会の会議は、会長が招集する。

会長は、会議の議長となり、議事を整理して会議の運営にあたる。

第8 庶 務

区協議会の庶務は、区選挙管理委員会事務室において処理する。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、区協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和52年7月22日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和53年5月23日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

明るい選挙名古屋市西区推進委員設置要項

第1 趣 旨

名古屋市西区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）及び明るい選挙名古屋市西区推進協議会（以下「区協議会」という。）の方針等に基づいて、明るい選挙推進思想の普及運動を広く展開し、住民の政治意識の高揚と各種選挙が公正に行われることに資するため、本区に明るい選挙名古屋市西区推進委員（以下「推進委員」という。）を設置する。

第2 運動方針等

推進委員は、前項の趣旨を達成するため、区選挙管理委員会、区協議会及び区協議会学区代表委員の指導等のもとに、おおむね次の運動等を行う。

- 1 「話しあい」活動の実施
- 2 各種選挙時における啓発事項の推進
- 3 その他趣旨達成のため必要なこと

第3 推進委員

推進委員は、前項の運動方針等について自主的かつ積極的に活動できる者から、区協議会会長がなるべく次の基準により76人委嘱する。

- 1 地域、職域等に偏しないこと
- 2 男女各半数とする
- 3 各年齢層に偏しないこと
- 4 選挙違反のないこと
- 5 各種選挙に棄権のないこと

第4 任 期

推進委員の任期は2年とし、委嘱の日から翌翌年の3月末日までとする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会 議

推進委員の会議は、必要の都度、区協議会会長が招集する。

第6 庶 務

推進委員の庶務は、区選挙管理委員会事務室において処理する。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、区協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和41年5月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和52年7月22日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和53年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和63年7月16日から施行する。

(任期の特例)

2 第4前段の規定にかかわらず、昭和63年度に委嘱される推進委員の任期は、平成元年3月31日までとする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。